

中央建設業審議会 労務費の基準に関するワーキンググループ委員名簿

令和8年10月5日時点

あらき 荒木	らいた 雷太	一般社団法人岡山県建設業協会会長・一般社団法人全国建設業協会元副会長
いわた 岩田	しょうご 正吾	一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
えなみ 榎並	ゆりこ 友理子	日本アイ・ピー・エム株式会社常務執行役員テクノロジー事業本部第二事業本部兼パートナー事業部長
えら 恵羅	さとみ さとみ	法政大学社会学部准教授
おおもり 大森	ゆり 有理	弁護士
◎おざわ 小澤	かずまさ 一雅	政策研究大学院大学特別教授
かとう 加藤	かずしげ 和茂	一般社団法人住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長
くすのき 楠	しげき 茂樹	筑波大学人文社会系教授
ささき 佐々木	りゅういち 隆一	三菱地所株式会社企画調査部長・一般社団法人不動産協会企画委員会委員長
さとう 佐藤	あいさ あいさ	パシフィックコンサルタンツ株式会社事務管理センター長
しらいし 白石	かずたか 一尚	一般社団法人日本建設業連合会人材確保・育成部会長
すぎえ 杉江	ひろみつ 弘光	公益社団法人日本建築積算協会理事（関東支部長）
としだ 土志田	りょうじ 領司	一般社団法人全国中小建設業協会理事（前会長）
にし 西野	さやか 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授
はせべ 長谷部	やすゆき 康幸	全国建設労働組合総連合賃金対策部長
ほりた 堀田	まさひで 昌英	東京大学大学院工学系研究科教授
まるやま 丸山	ゆうこ 優子	株式会社山下PMC代表取締役社長
みやけ 三宅	まさたか 雅崇	東京都財務局技術管理担当部長
わたなべ 渡辺	すなお 直	松戸市建設部長
わたなべ 渡邊	みき 美樹	独立行政法人都市再生機構本社監事

◎：座長

（五十音順、敬称略）

中央建設業審議会
労務費の基準に関するワーキンググループ運営要領

(座長)

- 第1条 中央建設業審議会労務費の基準に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）に座長を置く。座長は、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員（以下単に「委員」という。）が互選する。
- 2 座長は、議事を運営する。

(招集)

- 第2条 ワーキンググループは、座長が、これを招集する。
- 2 座長は、ワーキンググループを招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議事事項を委員に通知する。
- 3 座長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を中央建設業審議会会長に報告するものとする。

(議事)

- 第3条 ワーキンググループは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 ワーキンググループの議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、座長が決する。

(議事の公開)

- 第4条 ワーキンググループの会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、座長が特段の理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、座長が会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(外部有識者の意見聴取)

- 第5条 座長が必要と認めるときは、外部有識者の意見聴取を行うことができる。

(雑則)

- 第6条 この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項があれば、座長が随時定める。

附 則

この運営要領は、令和6年9月10日から施行する。

労務費の基準に関するワーキンググループ（第13回）配席図

（中央合同庁舎第3号館 11階特別会議室）

令和8年10月5日（月）

10:00～12:00

